

第2章 地震・津波応急対策計画

序 節 地震・津波応急対策計画の基本的な考え方

部署・関係機関	総務対策班、各対策班
---------	------------

I 基本方針

地震・津波災害は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東北地方太平洋沖地震などにみられるように突然に勃発し、建物倒壊や地すべり及び山崩れ、道路・橋りょう・ガス管・水道管等の社会インフラの崩壊などの直接的な被害のみならず、それらから派生する火災や高潮及び津波などの二次的な被害を含め複合的な災害が広範囲に発生するものである。

地震発生のメカニズムはある程度は解明されているが、その予知は現代科学の発達をしてもまだまだ不十分であり、地震災害の対策には平常時からの「地震に強いむらづくりやひとづくり」が重要である。

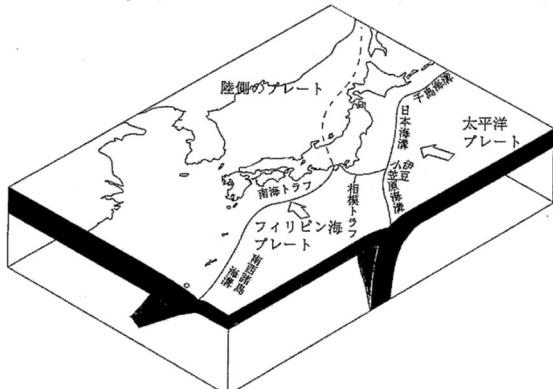
このように地震災害の防止には、平常時からの建物や社会インフラの耐震化の推進や地震に強いひとづくりなどの啓蒙活動が優先される課題であるが、ここでは地震発生時における災害対策組織の設置並びに被害拡大防止や避難方法などの必要な応急対策について定めておくものとする。

1. 災害想定

(1) 地震発生のメカニズム

地震は図のように海洋のプレートが大陸のプレートにもぐり込んでいる海溝付近で、もぐり込みに伴うプレートの変形として蓄積された巨大な歪みエネルギーが元に戻ろうとして急激に運動する際に発生する海溝型地震（関東大震災（大正12年）、南海地震（昭和21年）、東北地方太平洋沖地震（平成23年））と、蓄積された歪みエネルギーが一つのプレート内部で破壊が生じ解放される直下型地震（兵庫県南部地震（平成7年））に大別される。

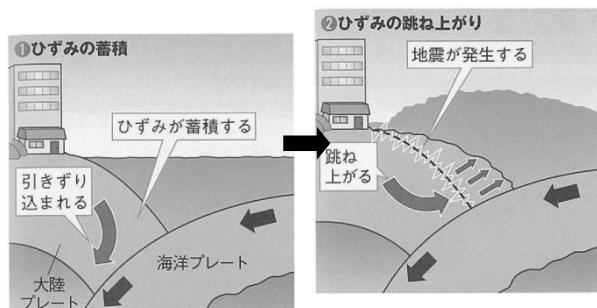
■ 日本列島とその周辺のプレート



図中の矢印は、陸側のプレートに対する各プレートの相対運動を示す。

資料：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編
「日本の地震活動-被害地震から見た地域別の特徴-」

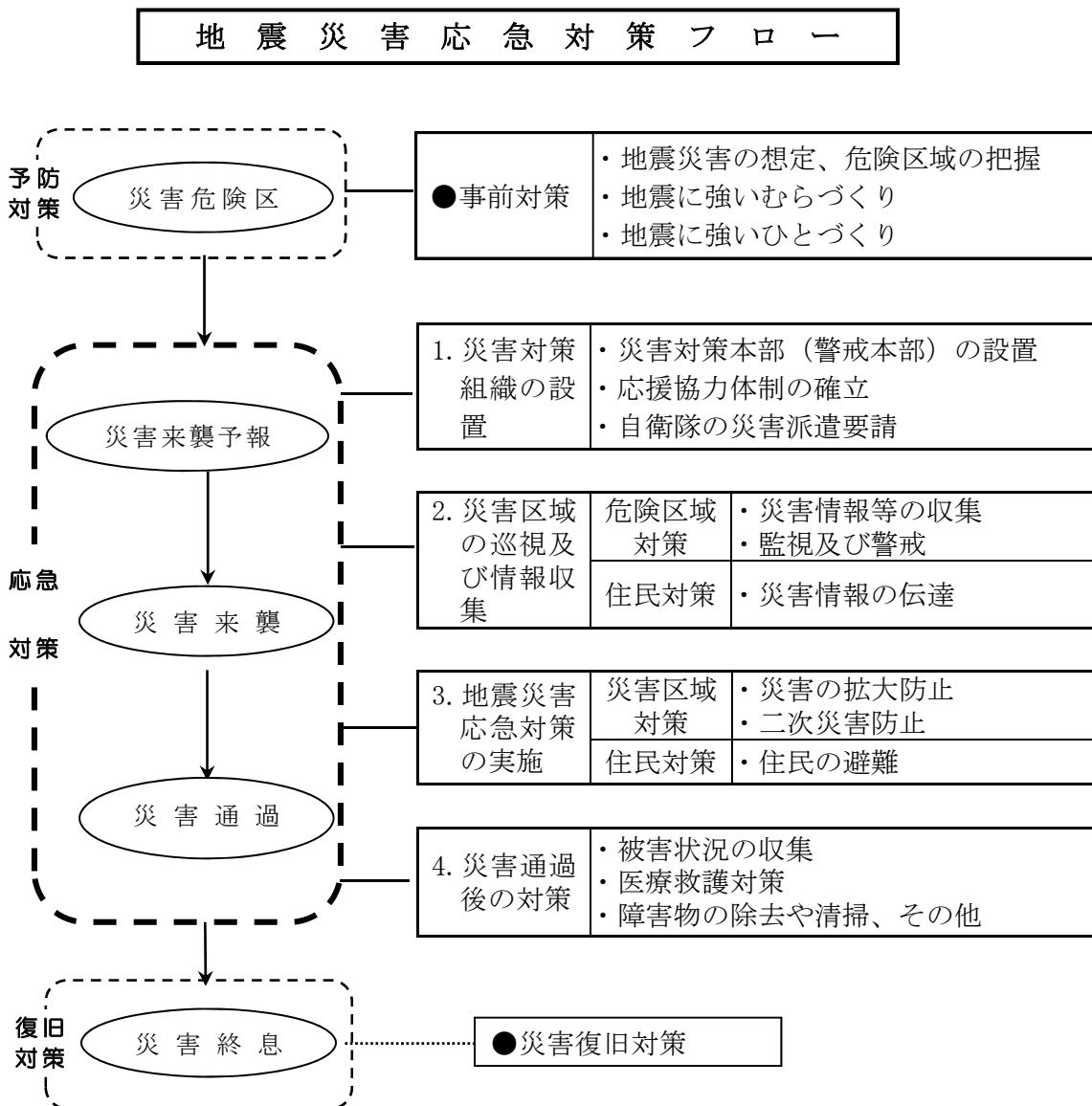
■ 海溝型地震が発生するしくみ



資料：なるほど知図帳 日本の自然災害

2. 実施責任者

地震災害対策の実施は災害対策本部長である村長が行う。なお、実施にあたっては災害対策本部内部における連携はもとより、防災関係機関との緊密な連携をもって、総合的な応急対応を行う。なお、地震・津波災害の応急対策のフローは次のとおりである。



第1節 組織計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第1節「組織計画」に準ずる

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第2節「気象警報等の伝達計画」に準ずる

第3節 災害通信計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第3節「災害通信計画」に準ずる

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に準ずる

第5節 災害広報計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第5節「災害広報計画」に準ずる

第6節 消防計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第6節「消防計画」に準ずる

第7節 避難計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第7節「避難計画」に準ずる

第8節 要配慮者対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第8節「要配慮者対策計画」に準ずる

第9節 観光客等対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第9節「観光客等対策計画」に準ずる

第10節 救出計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第10節「救出計画」に準ずる

第11節 交通輸送計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第11節「交通輸送計画」に準ずる

第12節 災害救助法適用計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第12節「災害救助法適用計画」に準ずる

第13節 給水計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第13節「給水計画」に準ずる

第14節 食料供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第14節「食料供給計画」に準ずる

第15節 生活必需品供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第15節「生活必需品供給計画」に準ずる

第16節 医療救護計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第16節「医療救護計画」に準ずる

第17節 感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

⇒ 第1章風水害 第17節「感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に準ずる

第18節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

⇒ ⇒ 第1章風水害 第18節「行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に準ずる

第19節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第19節「障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に準ずる

第20節 住宅応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第20節「住宅応急対策計画」に準ずる

第21節 二次災害の防止計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第21節「二次災害の防止計画」に準ずる

第22節 教育対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第22節「教育対策計画」に準ずる

第23節 危険物等災害応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第23節「危険物等災害応急対策計画」に準ずる

第24節 治安警備計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第24節「治安警備計画」に準ずる

第25節 民間団体等の活用計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第25節「民間団体等の活用計画」に準ずる

第26節 ボランティア受入計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第26節「ボランティア受入計画」に準ずる

第27節 広域応援要請計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第27節「広域応援要請計画」に準ずる

第28節 自衛隊災害派遣要請計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第28節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる

第29節 労務供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第29節「労務供給計画」に準ずる

第30節 公共土木施設応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第30節「公共土木施設応急対策計画」に準ずる

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第31節「ライフライン等施設応急対策計画」に準ずる

第32節 農林水産物応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第32節「農林水産物応急対策計画」に準ずる

第33節 水防計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第33節「水防計画」に準ずる

第34節 福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画

⇒ 第1章風水害 第34節「福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画」に準ずる

第35節 在港船舶対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第35節「在港船舶対策計画」に準ずる

第36節 海上災害応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第36節「海上災害応急対策計画」に準ずる

第37節 道路事故災害応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第37節「道路事故災害応急対策計画」に準ずる

第38節 その他災害応急対策に必要な事項

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第38節「その他災害応急対策に必要な事項」に準ずる

第39節 南海トラフ地震防災対策推進計画

部署・関係機関

総務対策班、消防対策班、各関係対策班、名護警察署

I 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、第2編 災害予防計画編から本編によるものとする。

II 実施方法

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ地震発生による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。

（1）建築物、公共施設等の被害軽減

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

- ① 住宅
- ② 公共建築物
- ③ 電気、上下水道等のライフライン施設
- ④ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

（2）防災施設等の整備

村、県及び防災機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- ① 消防施設、消防水利
- ② 病院、社会福祉施設
- ③ 緊急輸送道路・港湾・漁港
- ④ 非常通信施設・設備

2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

（1）津波防護施設の整備等

推進地域の河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、「第2編 第1章 災害に強いむらの環境（むらづくり）のための計画」を推進するものとする。

- ① 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
- ② 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

③ 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

(2) 南海トラフ地震防災対策計画の促進

村及び県は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規定（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

(3) 津波避難計画等の整備

村は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難指示等の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定に努める。

(4) 救助

村、消防機関及び県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

3. 防災訓練

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

訓練の方法等は、「第2編 第2章 第3節 防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施するものとする。

4. 関係者との連携協力の確保

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努めるものとする。

5. 防災教育及び広報

村、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、「第2編 第2章 第1節 防災知識の普及・啓発計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施するものとする。

6. 南海トラフ地震に関する情報

気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報は以下の通り。

- ① 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。
- ② 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- ③ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時期	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注4) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

